平成２１年（フ）第３３４号
香川県高松市西植田町471番地
債務者　谷口　健太
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３６８号
香川県高松市勅使町272番地１　ハイツ飯間202号
債務者　西内　良臣
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後１時35分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３７０号
香川県高松市木太町2371番地12
債務者　新田　信一
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後２時35分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第８６号
福岡県大牟田市一浦町204番地
債務者　濵本　房子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第９７号
福岡県大牟田市南船津町２丁目１番地15
債務者　田所　絹栄
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第９８号
福岡県大牟田市大字歴木85番地１　高泉県営住宅500棟51号
債務者　松藤　啓二
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第９９号
福岡県大牟田市大字歴木85番地１　高泉県営住宅500棟51号
債務者　松藤　弥生
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第１０１号
福岡県大牟田市中友町３番地７
債務者　西村　彰修
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第４１１号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷2229番地１
債務者　石井　雄樹
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２８号
長崎県長崎市中里町1253番地１　レオパレスクール金山103
債務者　神田美穂子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３４号
長崎県長崎市扇町４番６―1203号
債務者　横瀬　静香
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６３号
長崎県長崎市中小島１丁目２番34号
債務者　烏山　周三
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５７２号
大分市大字森町678番地の１　コーポ藤島
債務者　藤崎眞理子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４４号
愛媛県八幡浜市保内町喜木２番耕地470番地
債務者　那須　光照
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第７３９号
千葉県八千代市村上1113番地１　３街区31棟202号
債務者　鈴木　幸惠
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７８５号
千葉県市原市根田１丁目５番地５　コーポヒロ203
債務者　千野田公一
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７９３号
千葉市緑区土気町1607番地11
債務者　村田絵里子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係